

平成31年春期論文博士外国語試験実施要項

浜松医科大学大学院医学系研究科

1. 受験資格

2年以内に論文を提出し学位の申請資格を得る予定の者に限る。

2. 受験資格の確認

学位論文審査実施要項第2の1項(2)号により受験を希望する者は、事前に受験資格の確認を行うので、あらかじめ外国語試験受験資格審査請求書(別紙様式1)を、平成30年11月21日(水)までに本学学務課大学院係へ提出すること。

3. 出願手続

1) 出願書類受付期間

平成30年12月17日(月)～平成30年12月26日(水)

2) 出願書類

本学所定の論文博士外国語試験受験申請書(別紙様式2)に必要事項を記入し、指導教員の認印を受け、受験票と併せて本学学務課大学院係へ提出すること。

※受験票の様式は学務課大学院係にて交付する。

※受験票には写真(4cm×3cm、受験申請書と同じサイズ)が1枚必要。

4. 試験期日及び試験場

1) 試験期日 平成31年2月16日(土) 9:00～12:30

2) 試験場 浜松医科大学講義実習棟

5. 試験科目等

1) 英語及び専門英語

外国人留学生等にあつては英語及び日本語を受験すること。(ただし、日本語は筆記試験に代えて、口述でその能力を確認することにより行う。)

2) 試験に際しては、辞書(電子辞書は不可)の持込みを認める。

6. 合格発表

平成31年3月8日(金) 午前10時(予定)、受験者には指導教員を通じて速やかに文書で通知するとともに、本学講義実習棟前の掲示板に合格者の受験番号を掲示する。

また、本学ホームページ上でも合格者の受験番号を掲示する。

(URL: <http://www.hama-med.ac.jp/>)

7. その他

1) 受験申請書等の交付場所

浜松医科大学学務課(講義実習棟1階)

2) 出願書類を郵送する場合は、書留速達とし、封筒の表に「論文博士外国語試験受験申請書 在中」と朱書きすること。

送付先 〒431-3192 浜松市東区半田山一丁目20番1号
浜松医科大学学務課大学院係

3) 照会先 電話 053-435-2204

E-mail daigakuin@hama-med.ac.jp

浜松医科大学大学院医学系研究科学位論文審査実施要項（抜粋）

第2 論文提出による学位論文審査の申請

1 申請者の資格

規程第5条第2項の規定に基づき学位論文審査の申請をすることができる者は、次の各号の一に該当し、かつ医学に関する研究歴を有し、申請時において、本学が行う論文博士外国語試験（以下「外国語試験」という。）に合格して5年以内であり、外国語に関する学力の確認（以下「外国語試験」という。）が得られ、本学の常勤の教員、医員又は研究生等として研究に従事しているものとする。

- (1) 大学の医学、歯学又は修業年限6年の獣医学、薬学を履修する課程を卒業した者で、基礎医学においては5年以上、臨床医学においては6年以上の研究歴を有する者
- (2) 前号の課程以外の大学の課程を卒業した者で、7年以上の研究歴を有する者
- (3) その他浜松医科大学大学院博士課程教授会（以下「大学院博士課程教授会」という。）が前各号と同等以上と認めた者

2 前項各号の研究歴とは、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 大学又は医学に関連のある国公立の研究所、研究施設等の研究機関において常勤の教員又は研究員として研究に従事した期間
- (2) 大学院を退学した者の場合は、大学院に在学した期間又は専攻科に在学した期間
- (3) 大学又は医学に関連のある国公立の研究所、研究施設等の研究機関の研究生として研究に従事した期間
- (4) 大学の医学部附属病院において、医員として研究に従事した期間
- (5) 本学と民間等共同研究取扱規程等の制度に基づく共同研究において、研究に従事した期間
- (6) その他大学院博士課程教授会において、医学に関する研究に従事したと認定された期間

3 他の研究機関等における研究を論文として提出する場合は、これを紹介論文とし、その申請資格は、前2項を参考とし、大学院博士課程教授会で審議する。

4 その他1項にかかわらず、規程第5条第2項の規定に基づき学位論文を提出することができる者については、別に定める。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行し、平成28年4月1日以降に申請のあった審査から適用する。

附 則(平成28年7月13日要項第54号)

- 1 この要項は、平成28年7月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 第2の1項に規定する外国語試験合格の有効期限及び第2の5項(15)に規定する書類については、平成29年春期外国語試験より適用する。
- 3 平成27年度以前に外国語試験に合格している者の研究歴の取扱いは、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

注) 第2の5項(15)に規定する書類＝外国語試験合格通知書の写し